

## 会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和元年6月19日(水) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時36分

出席者 委 員 委員長 坂 東 一 敏

小 平 啓 佑 川 上 均 茂 呂 健 市

広 瀬 義 明 小 堀 良 江

議 長 大阿久 岩 人

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之 大 浦 兼 政

古 沢 ちい子 青 木 一 男 内 海まさかず

小久保 かおる 針 谷 育 造 氏 家 晃

入 野 登志子 千 葉 正 弘 白 石 幹 男

福 富 善 明 関 口 孫一郎 針 谷 正 夫

梅 澤 米 満 福 田 裕 司 中 島 克 訓

---

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 癸生川 亘

主 査 新 村 亜希子 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	福 原	誠
教 育 部 長	川 津 浩	章
生 涯 学 習 部 長	鵜 飼 信	行
商 工 振 興 課 長	秋 間 広	行
観 光 振 興 課 長	白 井 一	之
農 業 振 興 課 長	櫻 井	茂
農 林 整 備 課 長	黒 子 俊	之
藤 岡 産 業 振 興 課 長	毛 塚 政	宏
教 育 総 務 課 長	江 面 健	太 郎
参 事 兼 学 校 教 育 課 長	大 阿 久	敦
学 校 施 設 課 長	稲 田 菊	二
保 健 給 食 課 長	藤 平 恵	市
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 義	美
公 民 館 課 長	三 柴 浩	一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	飯 島 正	則

令和元年第3回栃木市議会定例会  
産業教育常任委員会議事日程

令和元年6月19日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第60号 栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第2 議案第61号 栃木市公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第3 議案第63号 栃木市働く婦人の家条例を廃止する条例の制定について  
日程第4 議案第50号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第3号）（所管関係部分）  
日程第5 請願第1号 栃木市民読書の日の制定に関する請願書

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（坂東一敏君） ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（坂東一敏君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（坂東一敏君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

---

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第60号 栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

江面教育総務課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 改めまして、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第60号 栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は54、55ページ、議案説明書は60ページから63ページまでとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の60ページをごらんください。提案理由でございますが、小野寺地区の小学校の再編に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市立学校設置条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要につきましては、別表関係となりますが、栃木市立小野寺南小学校と栃木市立小野寺北小学校を廃止し、新たに栃木市立小野寺小学校を設置するものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

また、詳細につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、62、63ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。別表の改正につきましては、1

の小学校の表中、栃木市立小野寺南小学校と栃木市立小野寺北小学校の名称及び位置を削り、栃木市立小野寺小学校の名称及び位置を追加するものです。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の54ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきまして、次の55ページをごらんください。改正文となりますが、内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明を申し上げましたので、末尾にあります附則をごらんください。この条例は、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては、以上となります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） お疲れさまでございます。小野寺北と南の小学校を合併をするということで、これは以前からご説明頂戴している案件ですけれども、小野寺地区において1つの小学校になってしまう。その1つの小学校にこれから通われる予定、もう既に生まれていて、その地域内に住んでいらっしゃるお子さんがそのままその小学校に入学することになるのだと思うのですけれども、将来的な見込み、もしわかっているようでしたらお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 江面課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 済みません。お答えをいたします。

現在、令和元年度の児童数につきましては、現在27名ということでございまして、令和2年度、来年につきましては、北小の児童については24名という見込みでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○教育総務課長（江面健太郎君） 両方で。済みません。統合後の小学校の児童数につきましては、令和元年度で申し上げますと、104名、来年の令和2年度の見込みですと98名ということでございます。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 済みません。私が質問させていただいたのは、例えば小野寺地区において、小野寺小学校が学区内だとした場合に、例えばもう今、ゼロ歳児とかもいらっしゃるわけです。例えば5年後、6年後、どのように学童数が推移していくのか、把握をされていればお聞かせいただければということでお話をしたのですが、わかりますか。

○委員長（坂東一敏君） 大丈夫ですか。

江面課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 済みません。後ほどお答えさせていただきます。

○委員長（坂東一敏君） では、後ほど。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 質問を変えます。今回、北と南の小学校が南に合併をされると。ということは必然的に北の小学校に通われていた学童の方々は遠距離通学ということになってまいります、その辺の市の対応策というのが何かお考えがあればお伺いします。

○委員長（坂東一敏君） 江面課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） この後、補正予算の債務負担行為の追加の中にもございますが、地元の要望も踏まえまして、スクールバスを運行させるべく考えております。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そういうお答えが出てくるだろうとは思っていたのですけれども、今回それが市内での前例となるような形になってくるのではないかと考えているわけなのですけれども、スクールバス、もしやふれあいバスとの関連性等は一切なしの純然たるスクールバスということで考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 江面課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 純然たるスクールバスということで考えております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第60号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第2、議案第61号 栃木市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

三柴公民館課長。

○公民館課長（三柴浩一君） ただいまご上程いただきました議案第61号 栃木市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書につきましては56ページから57ページ、議案説明書は64ページから67ページであります。

初めに、議案説明書の64ページをお開き願います。提案理由であります、栃木公民館を来年4月に開館予定の栃木市市民交流センター内に移転することに伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公民館条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要といたしましては、栃木公民館の位置を改めること、栃木公民館の使用料に係る規定を削ることでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、1枚おめくりいただき、66ページ及び67ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。初めに、現在市内に11館ございます館長と職員の配置された公民館の名称及び位置を規定しております第2条第1項の表の中の栃木市栃木公民館の位置を現行の栃木市日ノ出町14番36号から改正案のとおり、栃木市市民交流センターの位置となります栃木市入舟町6番8号に改めるものであります。

次に、公民館使用料を規定しております別表1、栃木市公民館使用料の項の中の栃木公民館の使用料を定めた第1号を削りまして、こちらには省略のため記載がございませんが、第2号の大宮公民館から第11号の岩舟公民館までを1号ずつ繰り上げるものであります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の56ページをお開きください。こちらは制定文でありますので、説明は省略させていただきます、次の57ページをごらんください。改正文であります、内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則について説明させていただきます。附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

川上委員。

○委員（川上 均君） おはようございます。使用料のところを削除するということですが、新しいほうにはこの使用料というのが1から10とかの間に入るのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 三柴課長。

○公民館課長（三柴浩一君） 市民交流センターにつきましては、市長部局の建物となっております。

して、そちらのほうの条例のほうに市民交流センターの条例で使用料が規定されます。それで、栃木公民館については、そちらのほうに機能を移転して、市民交流センターを使わせていただいて事業を行うというような形になります。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、市民交流センターは市長部局の建物であるので、その中に入っている栃木公民館はそちらのほうで使用料の設定がなされるから、こちらからは省くよという説明でよろしいのですか。

○委員長（坂東一敏君） 三柴課長。

○公民館課長（三柴浩一君） 使用料につきましては、市民交流センター条例の中で使用料が定められてまして、そちらで貸し館のほうの使用料は定められるということになります。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

○委員（広瀬義明君） わかりました。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第61号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第3、議案第63号 栃木市働く婦人の家条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） ただいまご上程をいただきました議案第63号 栃木市働く婦人の家

条例を廃止する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は61ページ及び62ページ、議案説明書は72ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書72ページをごらんください。提案理由についてであります。栃木市働く婦人の家を廃止するため、栃木市働く婦人の家条例を廃止することにつきまして議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

本施設を廃止といたします主な理由につきまして、若干ご説明をさせていただきます。本施設につきましては、働く女性の福祉の増進を図ることを目的に、働く婦人が気軽にくつろぎ、語り合い、趣味や娯楽を楽しみながら多くの人と交流する施設として、栃木市市民会館の3階に昭和46年10月に開館した施設でございます。施設は、開館から47年が経過し、経年劣化により建物の老朽化は進んでおりまして、加えて市民会館敷地の一部が都市計画道路今泉泉川線の道路予定地となつてございます。そのような中、働く婦人の家の施設利用者は、施設の老朽化に伴いまして、年々減少しまして、平成30年度の利用者数は年間643人で、1日当たりに換算いたしますと、1.78人の利用状況であります。

一方、先ほど公民館課からご説明がありましたように、市民会館の1階と2階部分にあります栃木公民館では、新しくできる栃木市市民交流センターに公民館機能を移転いたします。市民交流センターは、市民活動を推進する施設であり、講座等の開催ができる部屋を初め茶道のできる和室や調理室も設けられ、働く婦人の家にありました機能も備わっており、本施設利用者も利用ができます。さらに、女性を取り巻く社会情勢は、勤労婦人の福祉から男女共同参画へと変化しており、所期の目的でございます働く婦人の福祉の増進は、おおむね達成できたものと市では捉えております。このようなことを総合的に勘案いたしまして、今後は女性のみを対象とした施設を維持するよりも、新たに設置される市民交流センターの施設を有効活用することが望ましく、働く婦人の家については、栃木公民館の移転とあわせ、令和元年度末をもって廃止したいと考えております。なお、利用者への説明についてでございますが、昨年12月に利用している自主グループには個別に説明をいたしまして、令和元年度末をもって働く婦人の家を廃止すること、新設される市民交流センターなどの施設を利用することができること、加えてそれらの施設を利用する際は、有料になることについて既に了承を得ている状況でございます。

次に、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の61ページをお開きください。栃木市働く婦人の家条例を廃止する条例を制定するものでございます。条例につきましては、62ページの記載のとおりでありまして、附則でございますが、この条例は、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第63号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第4、議案第50号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

なお、説明欄に記載しております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） ただいまご上程をいただきました議案第50号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第3号）のうち、所管部分につきましてご説明させていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の36、37ページをごらんください。初めに、5款1項1目労働諸費につきましてご説明いたします。補正額は1,000万円の増額であります。右の説明欄をごらんください。移住支援金交付事業費補助金につきましては、東京圏からの移住・定住促進と中小企業の人手不足の解消を目的に、国からの地方創生推進交付金を活用し、県内全ての自治体が行き届く支援事業であります。補助対象の要件を満たした移住者について経済的な負担を軽減するため、支援するものでございます。

2目勤労者福祉施設費につきましてご説明いたします。補正額は106万2,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。勤労青少年ホーム管理運営委託事業費につきましては、大平勤労青少年ホームの屋内運動場に設置しておりますエアコンが今年に入って老朽化に伴い壊れてしまい、特に夏や冬場における施設利用者の健康管理面を考えると、早急なエアコンの取りかえが必要であり、そのための工事費でございます。

続きまして、38、39ページをお開きください。次に、6款1項3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は1,625万6,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。首都圏農業確立対策事業費補助金につきましては、担い手の経営発展に向けた取り組みを支援するための国庫補助事業、産地パワーアップ事業と、災害に強い施設園芸産地づくりを進めるための国庫補助事業、農業用ハウス強靱化緊急対策事業がそれぞれ国におきまして今般計画承認を受けたことに伴い、関係農家に対する支援補助金を増額するものでございます。

5目農地費につきましてご説明いたします。補正額は1,873万7,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。県単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、栃木市東部土地改良区内の老朽化した用水路の改修工事に対する補助金であります。

次の県単独農業農村整備事業費（藤岡）につきましては、藤岡土地改良区内2カ所の老朽化した揚水施設の改修工事に対する補助金であります。

次の市単独土地改良事業補助金（藤岡）につきましては、中根西原土地改良事業共同施行の老朽化した揚水施設の改修工事に対する補助金を増額するものであります。

7目道の駅みかも費につきましてご説明をいたします。補正額は812万2,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。道の駅みかも管理運営費につきましては、農産物加工販売室において設備の老朽化により営業に支障を来しているアイスクリーム製造機等の備品購入費であります。

続きまして、40、41ページをお開きください。次に、7款1項4目観光費につきましてご説明いたします。補正額は1,599万2,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。山車会館管理運営委託費につきましては、山車会館の映像投影用スライドパネルの故障により、通常の上映に支障を来していることから、新たにパネルを固定した状態での演出方法に改修するための映像改修業務委託料でございます。

次の蔵の街観光館管理運営委託費につきましては、蔵の街観光館北蔵1階テナント客室のエアコンが経年劣化により能力が低下していることから、新規にパッケージエアコンを1台増設するための空調設備増設工事費であります。

次の横山郷土館管理運営費につきましては、横山郷土館の石蔵の屋根及び母屋の廊下が経年劣化により、雨水が浸水し、腐食が進んでおります。来年度国庫補助を活用して修復する計画であり、事前に建物の現況を調査するための建物現況調査業務委託料であります。

次のとちぎ江戸料理誘客促進プロジェクト事業費につきましては、本年度の地方創生推進交付金について、国の内示が3月末にありましたことから、当プロジェクトを実施するための委託料であります。

以上で5款1項1目労働諸費から7款1項4目観光費までのご説明を終了いたします。

○委員長（坂東一敏君） 江面教育総務課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 続きまして、10款教育費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、予算書の44、45ページをお開きください。10款1項3目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は6万1,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。適応指導教室運営事業費につきましては、国のいじめ対策不登校支援等推進事業の採択を受け、ひきこもり傾向の児童生徒を支援するために必要な消耗品費が主なものであります。

次の特別支援教育事業費につきましては、国の発達障害に関する教職員等の理解・啓発、専門性向上事業の採択が当初より増額されたことを受け、特別支援教育におけるICT機器等を利用した効果的な学習指導、学習支援の方法を研究するためのスーパーバイザーの報酬金であります。

続きまして、46、47ページをお開きください。次に、10款2項1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は46万2,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。小学校運営費につきましては、栃木第四小学校の体育館用の床保護シートの備品購入費であります。

3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は2,029万5,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。小学校施設整備事業費につきましては、4月に発生した門扉破損事故と同様に、危険性の高い各小学校に関する門扉の改修、実施設計業務委託料と改修工事請負費であります。

続きまして、48、49ページをお開きください。次に、10款3項3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は1,668万7,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。中学校施設設備事業費につきましては、大平南中学校に関するエレベーター改修実施設計業務委託料とバリアフリー化工事の実実施設計業務委託料、藤岡第一中学校に関する武道場床改修工事費及び各中学校に関する門扉改修工事費であります。

続きまして、50、51ページをお開きください。次に、10款4項1目社会教育総務費につきましてご説明いたします。補正額は170万円の増額であります。右の説明欄をごらんください。コミュニティ助成事業費につきましては、一般財団法人自治総合センターにおいて実施しているコミュニティ助成事業に申請しました大宮町第4自治会の活動備品整備の助成が採択されたため、同センターにおいて助成される補助金であります。

続きまして、52、53ページをお開きください。次に、10款5項2目体育施設費につきましてご説明いたします。補正額は15万7,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。藤岡総合体育館管理費につきましては、救護室として使用している控室へのエアコンの設置工事費であります。

以上をもちまして所管関係部分の歳出の説明を終了させていただきます。

○委員長（坂東一敏君） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤義美君） 続きまして、歳入の所管部分につきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の24、25ページをお開きください。15款3項4目の教育費委託金に

つきましてご説明いたします。補正額は83万1,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。説明欄の1項目め、いじめ対策不登校支援等推進事業委託金につきましては、ひきこもり傾向の児童生徒の学校復帰に向けた児童生徒及び保護者に対する効果的なアプローチを実践するための国からの委託金であります。

2項目め、発達障害に関する教職員等の理解啓発専門性向上事業委託金につきましては、特別支援教育においてICT機器等を利用した効果的な学習指導、学習支援の方法を研究するための国の委託金であります。

続きまして、26、27ページをお開きください。16款2項4目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は2,771万1,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。説明欄の1項目め、首都圏農業確立対策事業費補助金につきましては、国庫補助事業である産地パワーアップ事業及び農業用ハウス強靱化緊急対策事業に対する県からの補助金であります。

2項目め、土地改良事業費補助金につきましては、栃木地域及び藤岡地域で実施する県単独農業農村整備事業に対する県からの補助金であります。

続きまして、5目商工費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は750万円の増額であります。右の説明欄をごらんください。移住支援金交付事業費補助金につきましては、国からの地方創生推進交付金を活用して取り組みます移住支援金交付事業に対する県からの補助金であります。

続きまして、28、29ページをお開きください。21款5項4目雑入につきましてご説明いたします。補正額は1,798万9,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。所管部分につきましては、4項目め、セミナー受講料等でありまして、先ほど歳出のところで説明いたしました大宮町第4自治会の活動備品整備費用に対する財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金であります。

以上をもちまして所管関係部分の歳入の説明を終了させていただきます。

続きまして、債務負担行為についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、補正予算書6ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正追加の2項目め、スクールバス運転業務委託につきましては、令和2年4月から小野寺南小学校と小野寺北小学校が統合することにより、スクールバス運転業務を導入するため、その期間と限度額を設定するものであります。

次に、3項目め、学校給食調理業務民間委託（栃木中央小）から14項目め、学校給食調理業務民間委託（岩舟中）までの12カ所の共同調理場等の調理業務民間委託につきましては、令和2年4月から調理業務及び配送業務ができるよう来年度の業務委託につきまして、本年度中に入札を執行するため、その期間と限度額を設定するものであります。

次に、15項目め、学校給食配送業務民間委託（千塚小コース）及び16項目め、藤岡学校給食センター配送業務民間委託につきましては、来年度の配送業務民間委託につきまして、本年度中に入札

を執行するため、その期間と限度額を設定するものであります。

以上をもちまして令和元年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、そのように決定します。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 農業関係、38、39で農業振興費でパワーアップ云々とハウス強靱化云々、このちょっと内容はどんな内容になるのか、わかればお願いしたいと思っております。

○委員長（坂東一敏君） 櫻井課長。

○農業振興課長（櫻井 茂君） お答え申し上げます。

産地パワーアップ事業といいますのは、土地の農業者が効率的な作業、収益を上げようという団体、個人に対しまして国が補助をします。今回は麦まきの関係でトラクターと、その麦まきの補助を受けるものでございます。これに対しては2分の1国から入るという形になっております。

また、農業用ハウスの強靱化事業でございますが、ここ最近自然災害が多く発生しておりますので、その災害に耐え得るように補助を国が昨年12月17日にたしか閣議決定されて、それから補助が決まったという形で、これも事業の2分の1が国から補助をされるというものでございます。

以上でございます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 38、39ページ、6款1項7目の道の駅みかも費についてお伺いをいたします。

管理運営費ということで、備品購入費が812万2,000円、これ全部一般財源のほうからの支出になるわけですが、ご説明によりますと、販売所の農産物加工場のところのアイスクリームの機械の故障による買い替えなのだろうと思うのですが、それにしても800万円を超える値段というのは、これはちょっと高いのではないかと思うのですが、ほかのものにもこれが使われているのであれば、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（坂東一敏君） 毛塚課長。

○藤岡産業振興課長（毛塚政宏君） お答え申し上げます。

今回の補正予算につきましては、ジェラート工房農産物加工室、こちらのほうのジェラートの製造、材料の製造、滅菌機の機械及びアイスクリームの製造機の更新をしたいというものでございます。これらにつきましては、本年度道の駅にしかたのほうでも予算をいただきまして、更新をされるものでございます。同様なものでございます。よろしいでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 全く説明になっていないのですけれども、私はこれが値段が適正なのかどうかをお尋ねしているわけで、一般常識的に考えて、アイスクリームをつくる機械が800万円もするというのは、いや、それが適正なのかどうか、本当に世の中に流通しているアイスクリームをつくる機械というのがおおよそ幾らぐらいするのだというのをきちんと調べた上で、適正な審査もしくは値段を調査した上で算定された値段なのかどうかをお伺いしているわけです。

○委員長（坂東一敏君） 毛塚課長。

○藤岡産業振興課長（毛塚政宏君） 申しわけございません。今回の機械につきましては、現在あるものと同型の機械でございます。現在使われておりますのが、平成18年の道の駅のオープン以来、13年間、本年14年目になるのですけれども、使われてきたものでございます。今回更新したいというものは、その新しい型ではございますけれども、現在のものと同様のものでございます。値段につきましては、アイスクリームの原材料の製造・滅菌機のほうがおおよそ340万円、アイスクリームの製造機のほうがおおよそ420万円でございます。機械のほうにつきましては、現在使っているものと同様なものということで、値段につきましては、一応見積もりのほうをおとりしまして、それで計上させていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） つまりは例えばほかのメーカーが相見積もりとるとか、業者をかえてみて、幾らぐらいするものなのかというのが全く調査研究もしていないと、栃木市にだって駅前大通りに行けばアイスクリーム屋さんがあります。そんな高い機械を使っているって私聞いたことありませんし、恐らくこの3分の1もあればアイスクリームつくれるはずでございます。十何年間そのアイスクリームの機械を使っていて、これは不調になったから取りかえると、それは仕方ないにしても、果たしてこの800万円の機械を設備投資するだけのメリットがあるのか。これが民間が考えていれば少しでも安い機械を導入しようとするのは当たり前であって、見積もりをとるだけで、その機械を「はい、購入しましょう」というその姿勢自体が私はちょっと違うのではないかと思うのですが、その辺どのように思っていますか。

○委員長（坂東一敏君） 毛塚課長。

○藤岡産業振興課長（毛塚政宏君） 業務用のアイスクリーム関係の機械ということでして、現在使っている機械の例えば別な国内メーカーさんとかということなのですけれども、これについてはほ

かに代替の機種というのがないということでした、その機種を選ばせていただきたいということでございます。

また、アイスクリーム、ジェラート関係の売り上げのほうが平成30年度で約1,100万円ほど売り上げがございました。原価率を掛けますと、実際にその実利というのですか、もうけというものが約800万円でございます。これを長年今後も使わせていただくものですので、ほかに代替の機械がないということでございますので、ぜひご承認いただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 実利が800万円上がっているからということではなくて、少しでも安価な機械が導入できるような動きをしていただきたいということで申し上げているわけであって、説明聞くと代替の機械がないと、代替の機械があるかないか、本当に調べたかどうか突っ込んで聞きたいところですけども、まあいいです。

委員長、続けてよろしいでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） どうぞ。

○委員（広瀬義明君） 40ページ、41ページ、7款1項4目観光費でございます。上から4行目、とちぎ江戸料理誘客促進プロジェクト事業費ということで、とちぎ江戸料理の誘客促進プロジェクト委託料が761万円計上されております。とちぎ江戸料理、数年前から栃木市のほうで手がけている事業でございますけれども、なかなか実際の効果が私見えてこない。そして、一部の料理店でのみ行われているような感覚がして仕方がございません。これが本当に栃木市の誘客に実益があるという根拠を教えていただきたい。

○委員長（坂東一敏君） 白井課長。

○観光振興課長（白井一之君） お答えを申し上げます。

委員ご指摘の江戸料理につきましては、平成27年から実施しておりまして、現在参加店が20店舗で3団体、PRなどを含めまして、例えばとちぎの秋まつりとか、春の陣とか、あとは江戸村に行き、江戸料理の出店をしたり、あとは最近ですと駅弁をちょっと開発しまして、東京都内で例えば東京、新幹線のホームなんかでも販売したりして、地道ではございますが、いろんな手段を使って、SNSもしくは「めっけ！」という広報紙ですけども、そんなもので宣伝していますので、これで終わりではなくて、今後これを継続して来年のまたオリンピックとか、誘客に結びつけていきたいと、そんな考えでおります。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） これで終わりとされたのでは困ってしまうのですけれども、プロジェクトを立ち上げるための委託料だと、これからどのような展開をされていくのか、委託をするということ

でございますけれども、もう平成27年からですか、行っている江戸料理での誘客、これがなぜ委託をしなければできない。なぜ行政職員の方々、携わっていらっしゃるわけですから、そういった方々のご尽力によって委託をせずともできるのではないか、そのように考えますが、委託をせざるを得ない理由というのがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 白井課長。

○観光振興課長（白井一之君） アドバイザーということで、冬木先生とか、料理専門家の福田先生なんか料理の開発なんかをする中で、新しいメニューとかを開発したりしていくところを、なかなか行政ではできない部分があります。また、いろいろ駅弁の会社とのつてとか、またSNSとか「めっけ！」とか広報紙、広報紙では本当に観光と江戸料理に特化した広報紙になりますけれども、やはり行政が作成するものとは違った視点で、今で言うインスタ映えとかいうような写真を利用して、フリーペーパー等を作成していく。そんなところはやっぱり民間のノウハウを活用したいということで考えてございます。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） しかしながら、20店もの市内の料理屋さんのご協力体制が構築されているのは事実ですよ。そういったお店の協力をいただければ、料理内容等についてもさまざまなものができてくるのではないかと。駅弁を開発ということでございましたけれども、駅弁で出されたものが市内の料理店では出ないということがまずあってはならないこととございますし、そういったことを考えれば、栃木市に来ていただいた方々にそれと同じようなものが提供できる体制がつかればならぬ、私はそう考えます。そのためにも、ではまず地元のお店の方々からの発案、製造といったものがまずあってしかるべきだと私は思います。なぜアドバイザーへそこまで頼らなければいけないのか。試作品を例えば駅弁を卸している会社に持ち込んで販売していただければ、それはそれで済むわけとございますし、インスタ映え云々ということであれば、今これだけSNSが発達してまして、若い方々は食べるものを即座に写真に撮って上げるわけとございます。わざわざアドバイザーに頼む必要が一体どこにあるのだろうと私は考えるところでございますけれども、市内の料理店の方々、そして市民の協力体制というのはお考えにはなっていないのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 白井課長。

○観光振興課長（白井一之君） もちろん市内の店舗には勉強会とか開催しまして、ミーティングを開催して、新しいメニューの開発とか、市内でも江戸料理まつりとか、やっぱり市民にも周知してもらおうような方法とか、また学校給食でやはり子供のうちから江戸料理というのを知ってもらって、そんなことで栄養士の方とかを集めて、料理方法とか指導して、もちろん市内の方との連携、それを重視していきたい。あわせて市外にも先ほど言った駅弁なんかで包みなんかは栃木市のやっぱりイラストなんかを地元の印刷会社のほうでつくっていただいて、栃木市がPRできるような、そんな形になっていますので、もちろんそれをもう栃木市ってどういうところだろうということで、都

内でもそういうことが確認できるような、そんな仕組みもつくってあわせていきたいと思っております。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 協力体制の構築、市民のご理解、ご協力をいただくさらなる努力を求めたいと思うのですが、そのためには逆に市内、市民の方々への周知というのが私若干足りないと考えます。誘客ですから、対外的にメーンで行うのはこれは当然の話ですが、市内の協力体制をさらに深めるためにも市民の皆様にごこういったことで取り組んでいる、こういった料理を開発しているという情報発信のほうもさらなる強化をご要望させていただきたいと思っております。

○委員長（坂東一敏君） 要望で。

○委員（広瀬義明君） はい。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありますか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 教育費、46、47ですか、小学校の門扉ですが、2,000万円ということで金額も大きいので、そんなに門扉が深刻な補修が緊急に必要な事態になっているのかという、この内容について聞きたいと思っております。

○委員長（坂東一敏君） 稲田課長。

○学校施設課長（稲田菊二君） 内容につきましては、4月の事故を受けまして、小学校につきましては、6校、10カ所、同様の門扉が設置されておりました。これは、全協の中でご説明させていただきました。そちらについて10カ所について1カ所200万円程度で見積もっております。形態は若干違いますが、1カ所200万円ということでトータル2,000万円となっております。よろしいでしょうか。お願いします。

○委員長（坂東一敏君） 川上委員。

○委員（川上 均君） では、わかりました。

では、中学校のほうの内容はどんな内容でしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 稲田課長。

○学校施設課長（稲田菊二君） 中学校につきましては、3校、4カ所でございます。3校、4カ所、200万円800万円程度計上させていただいております。お願いします。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

質疑ありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 6ページの債務負担行為補正追加についてお伺いしておきます。

冒頭、小野寺のスクールバスについてお尋ねした際、債務負担行為の補正のほうにも載っておりますということで、最後のほうご説明頂戴しました。5年間で大体4,400万円の予算が計上されて

いるわけですが、このスクールバスの運行体制、どのようにお考えになっていらっしゃるのかお伺いをします。

○委員長（坂東一敏君） 稲田課長。

○学校施設課長（稲田菊二君） 運行体制ということですが、その前に業務委託の内容をちょっと説明させていただきます。

業務委託内容につきましては、通常の運転業務、運行管理、それから車両の整備管理、事故があった場合の処理、車両の清掃、その他バスに必要な業務というものです。委託期間については、5年間を見込んでおります。それとあわせて、道路運送法等の運行に必要となります許可申請及び試験運行のための履行準備期間を含めた期間合わせて想定しております。

体制ですが、バスの運転手さん、それと補助の方、運行を管理する方、バスに1名の運転手で、下校の運行便数2便、4月についてのみ3便を予定していると、そういったワンマンでのマイクロバスによる運転、運行を予定している。登校については、岩舟中学校で今、スクールバス運行しておりまして、登校については、小野寺北小の児童は岩舟中のバスで小野寺南小まで送っていくということで想定しております。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 2便もしくは3便ということでしたけれども、これは車両の台数は何台でということの設定は決まっていますでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 稲田課長。

○学校施設課長（稲田菊二君） 済みません。マイクロバス1台を想定しております。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、大体夏休み期間中もありますが、月々大体80万円程度の予算になるのかなと、そういうふうを考えております。ただ、マイクロバス1台にドライバーが1人、そして運行管理をされる方とか、そういった方の間接経費等を含めると、いたし方ないのかなとも思わなくもないのですけれども、仮にその2便、3便運行したときに、それに乗れない子供というのも出てまいります。例えば早退をしなければならないとか、若干おくれる必要性があって、そのスクールバスに乗ることができない場合も出てくると思いますが、そういったときは例えばふれあいバスを活用したとして、そのふれあいバスの運賃というのはやはり別途お支払いいただくような形になるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 江面課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） そういったスクールバスに乗れなかった児童がふれあいバスに乗った場合の助成については、今のところ制度化はしておりませんので、保護者の負担でということをお願いしてまいりたいと考えております。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 所管が違いますので、課長にお答えいただくのは非常に申しわけない話なのですが、どうしても、そうしますと定時運行するバスに乗りおくれた場合は、自己負担、ご家族の送迎もしくは費用を自己負担しながら通っていただくという解釈でよろしいのですね。

○委員長（坂東一敏君） 江面課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 現時点では通学距離に応じて遠距離通学の補助という制度もございますが、そういったイレギュラーな事情でスクールバスに乗れなかった、例えば月1回の登下校についてのその負担については、今のところは保護者の方をお願いしたいというふうに考えております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかにありますか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 済みません。門扉なのですけれども、門扉の材質は。

○委員長（坂東一敏君） もう一回、どこだっけ。

○委員（川上 均君） 教育費。

○委員長（坂東一敏君） 教育費、何ページ。もう一度言って。

○委員（川上 均君） 46、47です。門扉の材質はステンレスとか、アルミとかとわかりますでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 稲田課長。

○学校施設課長（稲田菊二君） 材質については軽量のアルミを考えております。事故の起きた製品がスチール、鉄製品のさびによる部分が主なものだったものですから、軽量で丈夫なものということでアルミを考えております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

○委員（川上 均君） はい。

○委員長（坂東一敏君） 小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君） 赤津小の門扉につきましては、目視、触診、あと金属で打診をして、その音で確かめる方法がある中で、なかなか確認できなかったということでございましたけれども、改修後につきましては、その国の定める基準で検診ができるものになっているのでしょうか、お聞きします。

○委員長（坂東一敏君） 稲田課長。

○学校施設課長（稲田菊二君） 改修後につきましては、国の指針といたしますか、4月の説明会のとき説明させていただきましたけれども、門扉自体で自立できる形態に切りかえていくということで、門の親柱といたしますか、コンクリートにアンカーを打って取りつける方法ではなくて、自立して走行する形状とということで考えております。どうしてもその形態がとれない部分については、議員

おっしゃるように当然このアンカーボルトでとめつけていますので、打診をするなり、点検がしやすい方法でつけていきたいというふうに考えております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君） 50、51ページ、4番、文化財保護費、伝建地区拠点施設……

〔「所管外」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（小平啓佑君） 失礼いたしました。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありますか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 49ページ、大平南中のエレベーター改修とバリアフリーの設計業務というご説明だったと思うのですけれども、これ補正になった理由をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 稲田課長。

○学校施設課長（稲田菊二君） 大平南中のエレベーターとバリアフリーの補正ですが、本年度の当初予算の中で予算を上げさせていただきましたが、予算が確保できなかったものですから、今回補正という形で、なおかつ大平南中学校へ入学されてくる生徒さん、今、大平中央小に体の不自由な方2名ほどいらっしゃるのですが、その方が来年、令和2年及び令和3年に入学してきます。そういうことから、エレベーターの製作期間が調査した中で6カ月以上かかるという情報を得ていて、今の時期に補正を組んで対応していかないと、製作期間及び取り付けを考えますと、そういった体の不自由な児童生徒の方に不便を来すということで、今回補正ということで上げさせていただきました。

○委員長（坂東一敏君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 大平南中の場合、こういう状況だったということでしょうけれども、ほかの小学校、中学校においても、まだ全くバリアフリー化されていないところもたくさんあると思います。そういう学校については今後どのようなお考えでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 稲田課長。

○学校施設課長（稲田菊二君） 順次整備させていきたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） そういう対象の子がいたからというのではなくて、やはり順次当初予算を立ててしっかりと整備をしていくということが基本になってくると思います。ぜひ当初予算のほうでしっかりと予算を確保できるように、全学校がバリアフリー化になるように努力をしていただきたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 要望で。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） では、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第50号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

○委員長（坂東一敏君） 江面課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 先ほど議案第60号で広瀬委員のご質問にお答えしていなかった統合小の児童数の推計につきましてお答えをさせていただきます。

2030年の推計でございますが、児童数が95人と推計しております。2040年度につきましては86人ということで推計をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

---

○委員長（坂東一敏君） では、これで執行部の皆様には退席していただいて結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（坂東一敏君） では、ここで暫時休憩いたします。

（午前11時08分）

---

○委員長（坂東一敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

---

#### ◎請願第1号の上程、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第5、請願第1号 栃木市民読書の日の制定に関する請願書を議題といたします。

初めに、請願（陳情）文書表を書記に朗読させますので、よろしくお願ひします。

藤澤書記。

〔書記朗読〕

○委員長（坂東一敏君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、請願の趣旨や、その論点等については、さらには請願に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ご意見がありましたらよろしくお願ひいたします。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 請願の趣旨としましては、読書離れによる子供たち、市民の方々へたくさんの本を読んでいただいて、人格形成等に役立てていただきたいという文言がある傍らで、山本有三の顕彰という主眼が非常に大きくて、このメンバーで研究会で意見を聞かせていただいた折に、山本有三ありきということで、そのときも発言をさせていただきましたが、市内に49団体、415人の方々の朗読ボランティアがあるわけです。そういったところに何の周知といひますか、そういう考えでやろうと思ひますという横の連絡が一切ない。恐らくその後もやっていらっしやらないのだろう。加えて言へば、もう既に山本有三記念会という団体のほうで山本有三の誕生日もしくは近日で小中学生の子供を対象で、子ども朗読フェスティバルというのを開催しておりますし、命日である1月11日のこれも当日、近日で「路傍の石作品コンクール」として感想文・感想画コンクールを開催しているという事実もあるわけでございます。確かに山本有三は栃木市が生んだ偉人かもしませんが、余り安易な制定をしますと、ほかの栃木市出身の偉人の記念日等についても全て要望が出たら制定をしていかねばならなくなる可能性が出てくるというのがあります。ですから、読書の日というのを制定するのが主眼なのか、山本有三を顕彰をしたいのが主眼なのか、当日お話をさせていただきましたところ、後日追加意見ということで、美智子前皇后のほうからも顕彰しなさいというお話、電話ですか、いただいているのだからするのが当然だというようなことで、余りにも山本有三に偏り過ぎてもちよっといかなものかなと私は正直思っております。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありますか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 読書離れとか、そういったことで小さいころから読書に親しむということで趣旨は非常にいいことではないのかなと。山本有三先生の顕彰とか、あと誕生日、7月27日にこだわっているのですけれども、それはそれとして、そういった気持ちというか、そういったものを酌み取って市民の声を聞くとか、教育委員会がやっぱりイニシアチブをとるとか、ほかの朗読団体の声を聞くとかということで、この請願の趣旨を酌み取って、行政のほうは何かできるかというのを考えればいいのかなと思ひますので、賛成したいと思ひます。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありますか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 広瀬委員がおっしゃったことに本当にそのように思いますけれども、それに追加で、やっぱり子どもの読書の日とか、子どもの読書週間とか、読書週間、内読とか、栃木市って結構読書に関する事業を非常に熱心に行っていると思うのです。そういう中で、この条例を採択して制定したとしても、本当に読書離れを防いで、そして子供たちの読書に力を入れていけるのかといったときに、もう既に一生懸命やっているわけですから、ほかのさまざまな団体等に声をかけて賛同して、その機運を高めていくことこそが大事になってくるのではないかなと思うので、すばらしい提案だとは思いますが、もう少しさまざまな団体等に声をかけたり、あるいは賛同していただくなりしてからでも全くもって遅くないのではないかなというような感じはします。

○委員長（坂東一敏君） ほかに。

小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君） 確かに安易な制定というのはできないという意味で、私も最終的には反対という考えなのですが、さっき小堀委員のおっしゃるように、その機運を高めていただければ、ぜひいい取り組みだと思いますので、私どもも議論しやすいと思います。現状、お話を聞いていると、1つの団体さん、はなみずきさん単独のお考えでやられていて、横の関係がないと。山本有三記念会さんのほうにもちょっと聞いてみたのですが、組織としてそれを横のつながりを持って動いているということも正直ございませんでしたので、ぜひいいお話ですので、全体的な機運を高めるためにも横の連携を図りながら進めていただければありがたいと思っております。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 私も小堀さんが言ったような意見なのですが、結局7月27日は山本有三さんの誕生日ということで、小学生対象のですか、子ども朗読とか、いろんな催し物をやっていますので、そこへはなみずきさんが入って、いろんな形の行動をともにしてやっていくという形が、まずこれをつくれば、それなりの市のほうの委員長とか何かも多少活動は独自でやるといえば、活動資金とか何かで助成金とか何かも発生してくると思いますし、市のほうの職員の役目もまたそこに、そんなに時間的にはあれかもしれないのですが、費やされると。いろんな労働改革ではないけれども、やっているところで、こういうことをやっているのに、市としてそれを応援できないということはまずいのでしょうかけれども、いろんなボランティアがありますので、そこと協力して話し合っ、いろんな形でそこに入ってやっていただけるのがあるかと、改めてまたこういうのをつくるというのも大変市としても負担という形はちょっとまずいかもしれないのですが、そういう形かなとは思いますが、私のほうはちょっと見合わせたほうがと思っています。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありますか。

川上委員。

- 委員（川上 均君） 賛否が分かれていますので、継続ということでお願いできればと思います。
- 委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） 請願において継続という審査はいかがなものかと思えます。今回この主眼がはっきりしている以上は、その主眼についての対応というのを今回議会で出すべきだと私は考えます。
- 委員長（坂東一敏君） 小平副委員長。
- 副委員長（小平啓佑君） 川上委員のお話の中で、団体さんからの請願があって、それを市で何か主導してこういうふうにしたほうがいいですよということについては、これは済みません。正しいやり方なのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。そうでなくて、あくまでもここで我々は判断をするのだけれども、対応はその団体さんに任せるといことなのか、希望は承って、市ではこういうふうにしてくださいねということで返答するのか、どういう対応をすべきか、ちょっとお聞きしたいと思います。
- 委員長（坂東一敏君） 小堀委員。
- 委員（小堀良江君） 提案されたものを市が先頭を切ってというか、どういうふうにしていったらいいのかというのは、市のほうの対応としてはできないのではないかなというふうに思いますけれども。
- 委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） これは、私の私見でございますけれども、今回この請願が出されているのは、我々議会でございます。議会から行政に今後のことについてこれで投げかけるというのは、まず筋が違いますし、我々議会としてはどうするのだという対応でございますので、例えば今回のことを受けたはなみずきさんのほうが行政に相談をするなり、ほかのボランティアグループに相談をされるなりして、その結果、また出てきたものについて再度我々が検討をするという形が望ましいのではないかと思いますので、今回の行政にこれを投げかけるというのはちょっと筋が違うのではないかと。
- 委員長（坂東一敏君） 先ほど継続審査を求める意見が出ましたので、初めに継続審査にすることについて採決いたします。

お諮りいたします。これまでの各委員の意見を勘案しまして、本請願を継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

〔	賛 成	川 上 均	〕
	反 対	小平啓佑 茂呂健市 広瀬義明 小堀良江	

- 委員長（坂東一敏君） 起立少数であります。

したがって、本請願は継続審査としないものと決定いたしました。

お諮りいたします。本請願を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

〔	賛成	川上 均	〕
	反対	小平啓佑 茂呂健市 広瀬義明 小堀良江	

○委員長（坂東一敏君） 起立少数であります。

したがって、請願第1号は不採択とすべきものと決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○委員長（坂東一敏君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして産業教育常任委員会を閉会いたします。

本当にお疲れさまでした。

（午前11時36分）